

令和4年度第1回

東京都後発医薬品安心使用促進協議会

議 事 録

令和4年8月30日

東京都福祉保健局

(午後 6時30分 開会)

○植竹課長 皆様、お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第1回東京都後発医薬品安心使用促進協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、委員の皆様方にはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を務めます、福祉保健局保健政策部保険財政担当課長の植竹でございます。座長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今回はWeb会議形式のため、ご発言いただく際のお願いがございます。ご発言時以外、マイクはミュートにさせていただき、ご発言時はマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言時はお名前を名乗っていただきまして、音声の都合上、大きめの声でご発声いただきますよう、よろしくお願いいたします。

音声トラブル等がございましたら、緊急連絡先にお電話を頂きますか、チャット機能等で事務局までお知らせください。

次に、資料確認でございます。配付資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

Webでご参加いただいている委員の皆様には、事前にメールでお送りさせていただいておりますので、資料をお手元にご準備願います。

続きまして、会議の公開についてでございます。本協議会は公開となっております。本日はWebによる傍聴の方がいらっしゃいます。また、本日の会議資料並びに議事録につきましては、ホームページで公開をいたします。

それでは、初めにご出席の委員をご紹介します。会場でご参加いただいている委員、Webでご参加の委員の順に、参考資料1の「東京都後発医薬品安心使用促進協議会委員名簿」に沿いまして、名簿の順にご紹介させていただきます。

恐縮でございますが、役職等につきましては名簿のとおりでございますので、お名前のみのご紹介とさせていただきます。

初めに、会場参加の委員でございます。佐瀬委員でございます。

○佐瀬委員 よろしくお願ひします。

○植竹課長 続きまして、Web参加の委員でございます。小野委員でございます。

鳥居委員でございます。

○鳥居委員 よろしくお願ひいたします。

○植竹課長 西崎委員でございます。

○西崎委員 よろしくお願ひします。

○植竹課長 永田委員でございます。

○永田委員 よろしくお願ひします。

○植竹課長 小川委員でございます。

- 小川委員 よろしくお願ひします。
- 植竹課長 金内委員でございます。
- 金内委員 金内です。よろしくお願ひします。
- 植竹課長 加藤委員でございます。
- 加藤委員 加藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 植竹課長 桃原委員につきましては、欠席のご連絡を頂いております。

今泉委員でございます。

- 今泉委員 今泉でございます。よろしくお願ひいたします。
- 植竹課長 元田委員でございます。
- 元田委員 元田でございます。よろしくお願ひします。
- 植竹課長 岡安委員でございます。
- 岡安委員 岡安です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 植竹課長 佐藤委員でございます。
- 佐藤委員 佐藤です。よろしくお願ひいたします。
- 植竹課長 白鳥委員でございます。
- 白鳥委員 白鳥です。よろしくお願ひいたします。
- 植竹課長 吉井委員は、欠席のご連絡を頂いております。

松田委員でございます。

- 松田委員 松田です。よろしくお願ひします。
- 植竹課長 小原委員でございます。

下河原委員でございます。

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、東京都福祉保健局の事務局職員を紹介させていただきます。

保健政策部から、保健政策部長の遠藤でございます。

- 遠藤部長 遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 植竹課長 地域保健担当部長の渋谷でございます。
- 渋谷部長 渋谷です。よろしくお願ひいたします。
- 植竹課長 国民健康保険課長の上野でございます。

次に、健康安全部から、食品医薬品安全担当部長の中村でございます。

- 中村部長 中村でございます。よろしくお願ひいたします。
- 植竹課長 薬務課長の中島でございます。
- 中島課長 中島です。よろしくお願ひいたします。
- 植竹課長 薬事監視担当課長の山本でございます。
- 山本課長 山本です。よろしくお願ひします。
- 植竹課長 最後になりましたが、私、保健政策部保険財政担当課長の植竹でございます。

事務局の職員紹介は以上でございます。

ここで、開会に当たりまして、保健政策部長の遠藤より、委員の皆様一言ご挨拶を申し上げます。

○遠藤部長 保健政策部長の遠藤でございます。

皆様方におかれましては、東京都後発医薬品安心使用促進協議会の委員にご就任いただきまして、また本日は大変ご多忙のところご出席を賜り、心よりお礼を申し上げます。また、日頃から東京都の保健医療行政につきまして、多大なるご支援、ご協力を頂いておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

後発医薬品をめぐる現状でございますが、複数の製薬業者の医薬品の製造方法等に関する法令違反による行政処分に端を発しまして、安定供給に影響が生じております。後発医薬品の安心使用促進のためには、安定供給が前提でございます。その上で関係者の皆様方とともに取組を進めていく必要がございます。

そのため、本協議会におきましては、後発医薬品を安心して使用できる環境整備を進めていくために、関係者の皆様にご協議いただきまして、都の実情に応じた効果的な取組の実施につなげていきたいと考えております。

委員の皆様には、後発医薬品の安心使用促進に向けまして、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお聞かせいただき、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○植竹課長 本日は令和4年度初めての後発医薬品安心使用促進協議会でございますので、座長の選任を行いたいと存じます。

協議会設置要綱第5条の規定によりまして、座長は委員が互選することとなっております。座長の選任につきまして、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

元田委員、お願いたします。

○元田委員 全国健康保険協会東京支部の元田でございます。

座長には、順天堂大学大学院教授の佐瀬委員が適任かと思っておりますので、ご推薦いたします。

○植竹課長 元田委員、ありがとうございます。

ただいま元田委員より、佐瀬委員との意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということで承りました。

それでは、佐瀬委員に座長をお願いしたいと存じますが、佐瀬委員、よろしいでしょうか。

○佐瀬委員 ありがとうございます。微力ではございますが、よろしくお願いたします。

○植竹課長 それでは、これより佐瀬委員に議事の進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○佐瀬座長 皆様、お忙しいところ、また遅い時間にもかかわらずお集まりいただき、ありがとうございます。本日は東京都後発医薬品安心使用促進協議会ということで、後発

医薬品の安定供給問題検討委員会ではありませんが、後発医薬品を安心して使用するためにどのような課題があるかについて、ステークホルダーの皆様が集まってくださったので、ぜひ忌憚のない意見交換ができればと思います。

個人的には循環器専門医で、内科専門医ですけれども、10年ほど前に非常に希少がんで、薬で助けていただいたという経緯があります。

皆さんご存じのとおり、海外では後発医薬品というのはジェネリック。要するに、一般名の医薬品としか言いません。先発医薬品のある薬と違って、私どものような希少がんの領域では、一般名で教科書も書いてあるし、一般名で学会の発表がなされているということは、我々医師、医学会では常識ですけれども、後発医薬品というとゾロ品みたいなイメージがあるが故に、なかなか誤解が解けないといったこともあると聞いております。

P P I (Patient and Public Involvement) という形で、患者の目線あるいは社会全体の目線ということで、東京都が自治体として患者のため、社会のために、このような協議会を設置されたことはすごく意義のあることだと思っております。そこに集まってこられた皆様方、各方面のプロフェッショナルな方々が患者のため、社会のために意見交換をすることは、非常に意義のあることだと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

ということで、議事に入る前に、副座長の指名に入りたいと思います。

お手元の参考資料2「東京都後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱」の第5の第2項に、副座長は座長が指名するということとされておりますので、私のほうから、僭越ながら指名をさせていただきたいと思います。

副座長につきましては、東京大学大学院薬学系研究科准教授の小野委員にお願いしたいと思います。小野委員、いかがでしょうか。

○小野委員 承知いたしました。

○佐瀬座長 そうしましたら、早速で申し訳ございませんが、小野副座長から一言ご挨拶を頂ければと思います。

小野副座長、よろしく願いいたします。

○小野副座長 大変な状況ですけれども、この協議会は極めて重要になっていると思いますので、皆さんの活発なご意見をよろしく願いいたします。

○佐瀬座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まずは会議次第の(1)「本協議会の設置の趣旨と今後の議論の進め方」について、事務局から説明をお願いいたします。

○植竹課長 それでは、ご説明をさせていただきます。資料1を御覧いただきたいと思います。こちらの資料は、これまでの会議におきましても、本協議会の設置の趣旨といたしましてご確認いただいているものでございますが、今回、本年度最初の会議でありま

して、また新たにご就任いただいた委員の方もいらっしゃいますので、改めてご確認をさせていただければと存じます。

1の「設置の背景」を御覧ください。左側の後発医薬品に関する現状の1つ目の丸でございますが、国は骨太方針2021におきまして、2023年度末までに、全ての都道府県で後発医薬品使用割合を数量ベースで80%以上を達成するという目標の検証を提示しております。

使用促進が進んでいない都府県10か所程度を重点地域に指定しまして、財政支援を実施しております。東京都もこの重点地域に該当しておりまして、国の財政支援を活用しながら取組を実施しているところでございます。

2つ目の丸でございますが、都内の後発医薬品使用割合でございます。

1点資料の訂正がございまして、お手元の資料では令和4年1月となっているかと思いますが、最新値は2月でございます。令和4年2月現在で78.7%と、全国46位となっております。

利用が進まない理由としまして、患者さんや医療関係者が、後発医薬品の効果、副作用に不安や疑問を感じていることが挙げられております。この点につきましては、令和元年度に都が実施いたしましたアンケート調査でも確認しておりまして、安心して使用できる環境整備が必要となっております。

右側でございますが、都における取組といたしまして、第三期医療費適正化計画に基づきまして、品質確保、環境整備、情報提供、使用促進のそれぞれの分野で取組を進めてきたところでございます。

こうした状況の中、2の協議会「設置の趣旨」でございますが、「都民や医療機関の後発医薬品に対する不安や疑問を解消し、安心して使用できる環境を整備していくため、関係者が連携して、都の実情に応じた効果的な取組を検討実施できる体制を構築する」とさせていただいております。

次に、3の「検討の進め方（予定）」でございます。第三期医療費適正化計画の計画期間であります令和5年度に向けまして、計画期間中の取組課題について検討を行うこととしております。令和元年度に実施いたしましたアンケート調査に基づき把握しました実態や課題を踏まえまして、令和2年度末に具体的方策（ロードマップ）を作成いたしまして、現在これに基づく取組を展開しているところでございます。

4の「令和4年度の検討内容」でございます。今年度は2回の会議を予定しておりまして、本日第1回目につきましては、昨年度の取組結果や今年度の取組予定についてご報告をし、第2回の会議では、今年度の取組状況の報告及び令和5年度の取組予定につきましてご報告し、それぞれご意見を頂戴したいと考えております。

続きまして、資料2によりまして、後発医薬品の使用割合の最新値についてご報告をさせていただきます。使用割合につきましては、いずれも数量ベースでございまして、分母は後発医薬品のある医薬品全体の数量、分子は後発医薬品の数量となっております。

初めに1ページでございますが、後発医薬品の使用割合の推移を示したグラフで、薬価調査に基づくものでございます。最新値では、令和3年9月時点で、全国平均が数量ベースで79.0%となっております。前年より若干伸びておりますが、伸び率は以前と比べると鈍化しております、国の目標値であります80%には若干届いていない状況でございます。

次の2ページ以降のグラフ、表につきましては、都道府県別や都内区市町村別、医療機関別、保険者種別の使用割合を示したものでございます。1ページでご紹介いたしました国の目標値に用いられております薬価調査と異なりまして、調剤医療費の動向に基づくものでございます。院内処方が入っていないため、傾向といたしまして、薬価調査に基づく数値よりも3ポイントほど高く出る傾向にございますので、そうした前提で御覧いただきたいと思っております。

2ページの使用割合の推移でございます。全国平均、都平均ともに、これまでは毎年度上昇傾向にございましたが、ここ1年ぐらいのスパンで見ますと横ばい傾向となっております、令和4年2月現在、全国平均が82.1%、東京都は78.7%となっております。

下段でございますが、令和2年12月以降の使用割合の推移を月別に見たものでございます。全国平均、東京都ともに、令和3年6月までは微増ないし横ばいとなっておりますが、7月はやや減少傾向に転じている状況でございます。

これは右側に注意書きがございます。後発医薬品の新規収載が6月及び12月に実施されますが、大型先発医薬品につきまして、新規に後発医薬品が収載された直後は、一時的に後発医薬品の使用割合が低下または伸びが鈍化することがあると言われておりまして、その影響が考えられます。

なお、8月以降も全国平均、東京都ともに横ばい傾向となっております、今後の動向につきましては、引き続き注視が必要であると考えております。

続きまして、3ページの令和4年2月現在の都道府県別の使用割合でございます。資料1でもご説明いたしましたが、都の全国順位につきましては46位となっております。

続きまして、4ページは薬局所在地別の区市町村別使用割合でございます。各年度の3月時点の数値の推移を掲載しております。最新値は令和2年度でございます。いずれの区市町村の地域におきましても使用割合は上昇しておりますが、全体的な傾向といたしまして、令和元年度までと比べまして、令和2年度は伸び率が鈍化しております。また、左側の区部よりも右側の市町村部のほうが、使用割合が高い傾向にございます。

続きまして、5ページ目でございます。上段でございますが、処方せん発行元医療機関別の使用割合でございます。都の数値を見ますと、前年度までと比べまして各項目とも数値は高くなっておりますが、病院では大学病院が73.7%、診療所では小児科が74.9%と、比較的lowな数値となっております。これは、大学病院につきましては高度先進医療などを担っていること、また、小児科につきましては、東京都におきまし

て子どもの医療費助成が充実していることなどが要因の1つと考えられるかと思っております。

その下、保険者種別の使用割合でございます。こちらも前年度までと比べまして、各保険者ともに数値は高くなっておりますが、都におきましては後期高齢者が76.0%ということで、やや低くなっております。こちらは、窓口負担割合が他の保険と比べて低いことが要因の1つと考えられるかと思っております。

以上、まとめでございますが、東京都におけます使用割合につきましては、大きなトレンドとして上昇傾向にございますが、ここ1年ほどは伸びが鈍化しておりまして、国の目標値である数量シェア80%にはまだ達しておりません。また、様々な要因によりまして、地域や医療機関、保険者種別などによる使用割合に差が生じている状況も継続しているという結果となっております。

ここまでご説明いたしました使用割合の推移につきましては、国の薬価調査及び調剤医療費の動向によるものでございます。後ほど議題(2)でもご紹介いたしますが、東京都におきましても国保と後期高齢者医療のレセプトデータを基にいたしましたジェネリックカルテによりまして、使用割合の現状分析を行っております。6ページ以降では、その結果の一部を参考にご紹介させていただきます。

資料は3枚ございまして、いずれも令和2年9月から令和4年3月までの約1年半の動向を分析したものでございます。短期間のトレンドにはなりますが、参考にご確認いただければと存じます。

6ページ目でございますけれども、こちらは東京都の国保・後期高齢者医療における後発医薬品使用割合全体の動向を分析したものでございます。減少傾向にある時期もございまして、1年半の間で、全体としては1ポイントほど増加している傾向となっております。

次の7ページでございます。こちらは薬局と医療機関の視点から分析したものでございます。下側、緑色の線でございますが、一般的に後発医薬品が調剤しやすいとされております一般名処方率につきましては、1年半の間に4ポイントほど増加しておりまして、50%台で推移しているところでございます。

一方、一般名処方により調剤された後発医薬品の使用割合、上の青色の点線でございますが、こちらはおおむね横ばいとなっております、80%台で推移しているところでございます。

続きまして、8ページ目でございます。こちらは患者さんと薬局の視点から分析したものでございます。患者さんの後発医薬品の拒否割合を黄色で示しておりますが、1年半の間で1.3ポイントほど減少しております。

一方、薬局で調剤された後発医薬品の使用割合を青色の点線で示しておりますが、こちらは全体として1.3ポイントほど1年半の間で増加している状況となっております。資料の説明については以上でございます。



○佐瀬座長 ありがとうございます。「本協議会の設置の趣旨と今後の議論の進め方」について、資料1の協議会について、資料2の使用割合の推移という大変貴重な資料を基にご説明いただきました。

ただいまの事務局からの説明についてご質問を賜ればと思うのですが、今回から委員になられた新しい先生方もいらっしゃると思うので、今の資料1の裏「検討の進め方（予定）」というところがあって、現在、令和元年度から始まって、都の第三期医療費適正化計画期間の令和4年度にいるわけです。

新しく加わられた委員の先生方が、昨今の安定供給問題などについてどうして具体的な資料としてないのかという疑問を持たれるかもしれませんが、1つはこの計画の中で令和5年度に暫定評価というものを行って、東京都からぜひ国にもフィードバックをかけてほしいので、事務局からのご説明について、今後の進め方についても含めて、ぜひご質問等を賜ればと思います。

それから、資料2の7ページの一般名処方率がなかなか進まないというのはあるかと思えます。よく鳥居委員とも話をしますが、やはり商品名で覚えているものを一般名にするとなかなか分かりにくいという面もあるかと思うんですが、逆に言うと、教科書や論文では一般名しかないところを、商品名に変換するのも大変だということもあるかと思うので、この辺りはどうしたらスムーズに進むのかといったところも、東京都の中から出てきた非常に貴重な意見かなと思っているところです。

協会けんぽの元田委員とはよく話をしていたんですけど、例えばアスピリンにしてもβ遮断薬にしてもジェネリックとかゾロとか言わないで、これはノーベル賞を取って医学的にもあるいは薬学的にも本当に世界中の人が飲んでいる、多くの命を救ってきた薬だよみたいな話をすると、患者さんだけじゃなくていろいろ健保の人たちも、皆さん勇気づけられるというところもあったかと思うんですけど、なかなかそういった話を聞く機会もないと聞いております。新しく委員になられた方々も含めて、この資料について、今回の6か年計画を総括して次期につながるような意味も込めて、ぜひ質問を頂ければと思います。

ということで、ただいまの事務局からの資料1、2の説明について、ご質問等々をぜひ頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○松田委員 せたがや子育てネットの松田です。

○佐瀬座長 松田委員、お願いします。

○松田委員 例えばこのお薬のことをこのように言う、などのことが、どこかでキャッチアップできるのでしょうか。

地域の子育て世代は紙とかではなかなか見ないので、入ってくるようなタイミングみたいなものを、私たちもメルマガとかで考えたりできないかなと思っているので、教えていただけますでしょうか。

○佐瀬座長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

まさにこの協議会が行政の方々が中心となって医師、薬剤師あるいは流通に関わる人々とか、病院に関わる人々とか、いろいろなプロフェッショナルな方々が集まってくださっているのは、患者さんを中心とした議論をするため、今のようなご意見が非常に重要だと理解しています。

多分、ジェネリックというものに関する誤解が解けていないというところの一義的な責任は、我々医師が患者さんの前でちゃんと説明しないところにあると理解はしているんですけども、そのようなときに今回東京都の資料、例えば金額ベースではなくて数量ベースになっているところも、できるだけ良い薬が多くの人に届いているかどうかといった趣旨でまとめられていると理解しています。

そして、後で説明があると思いますが、東京都の場合は高齢者に関して医療費を節約しようというスタンスではなくて、例えばコロナ禍でネット情報を調べてみても怖い情報しか出てこないといった中で、子育て世代、妊婦あるいは授乳婦といった人たちも含めた、これから子育てをしていこうという方々向けの情報提供をネットも通じて進めたというのが、この東京都後発医薬品安心使用促進協議会の大きな成果だと理解していますので、今教えていただいたようなまだまだ分かりにくいとか、もっとこのような話を聞きたいとか、そういった話を忌憚のないご意見としていただければと思います。

松田委員、本当に貴重なご意見をありがとうございます。

ほかにご意見をぜひ頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

西崎委員、お願いいたします。

○西崎委員 1つ質問がありまして、先ほどの報告の中で、区市町村別の後発医薬品の使用割合が、全体的な傾向として区部と市町村で差がある理由というのは何か掌握されているのでしょうか。

○佐瀬座長 単純に区とか市町村で比べると、いわゆる交絡因子というか、例えば年齢が違うじゃないかとか、あるいは大学病院と診療所の割合が違うじゃないかとか、単純な比較はできない、背景に交絡している因子があると思います。

この区部あるいは市町村部みたいなところは、単純に優劣を比較するのではなくて、それぞれのところの住民の平均年齢とか疾病の動向、あるいはそこにある病院や薬局がどのような規模で、どのような患者さんを扱っているかといった交絡因子があるという前提で読み解いていただければと思います。分かりにくくて申し訳ございません。

まだまだあるかと思うのですが、後ほどでも結構ですので、気がついたときにぜひコメントをください。

次に、会議次第の(2)「令和3年度の取組の報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

○植竹課長 資料3を御覧いただきたいと思います。令和3年度に実施した取組をまとめたものでございます。

こちらの資料につきましては、本年2月の昨年度第2回目の会議でもご説明をしてい

るところですが、実績値等が出ている部分もございますので、確認の意味も含めまして改めてご説明をさせていただきます。1 から 4 につきましては私から、5 から 6 につきましては健康安全部からご説明をさせていただきます。

1 番「地域別ジェネリックカルテの作成」についてでございます。こちらは地域ごとの後発医薬品の使用割合につきまして、区市町村国保と後期高齢者医療のレセプトデータを基にしまして、患者さん、薬局、医療機関、それぞれの状況を体系的に整理・分析したものを一覧化いたしまして、使用割合の影響度が見える化したものでございます。令和 2 年 1 2 月から、システムからの出力を開始しております。

カルテの主な活用方法といたしましては、カルテの情報につきまして、システムを通じて区市町村や後期高齢者医療広域連合さんに提供いたしまして、有効と思われる活用方法の例示を行い、各保険者が医師会や薬剤師会等の地域の関係機関と連携した取組みを推進できるよう支援することや、定期的に使用割合の変化や区市町村の取組状況を把握することなどがございます。

区市町村におけます活用状況を調査いたしましたところ、データヘルス計画の見直しや、関係者が集まります国保運営協議会における資料などへの活用が検討されているとお聞きしております。今後も指導検査等のおきまして、区市町村の皆様に対しまして、関係者との協議や他の自治体との数値比較などにご活用いただくよう周知をしていきたいと考えております。

2 点目「医療関係者向け講演会」でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和 2 年度に引き続きまして Web による動画配信方式により実施しております。1 2 月 2 0 日から 1 月 2 8 日まで配信をいたしております。

内容につきましては、お三方から講演を頂いております。厚生労働省から後発医薬品の現状を踏まえた安心使用促進に向けた取組につきまして、また地域における取組事例といたしまして、東京都薬剤師会から後発医薬品選択の指針につきまして、また全国健康保険協会東京支部から現在の取組状況につきまして、講演会の中でご説明いただいたところでございます。

視聴いただいた結果でございますが、2 4 0 名の方からお申込みを頂きまして、3 つのテーマを併せまして延べ 3 4 1 名の方にご視聴いただいたところでございます。

続きまして、3 点目「子育て世代向け普及啓発」でございます。令和 2 年度は、後期高齢者の方向けのリーフレットを作成いたしまして、後期高齢者医療広域連合の差額通知に同封して配布したところでございます。

昨年度につきましては、子育て世代が他の世代と比べまして後発医薬品の使用希望を申し出た割合が、アンケート調査の中で低くなっておりまして、本協議会でも子育て世代に関する啓発が重要というご意見を頂戴したことも踏まえまして、子育て世代を対象にしたリーフレットを作成し配布をいたしたところでございます。

リーフレットの内容につきましては、昨年度、本協議会の委員の皆様からもご意見を

賜りまして、そちらも参考に取りまとめをさせていただいたところでございます。実際のリーフレットのイメージは、この資料の後に付けてございますので御覧いただきたいと思っております。

配布方法といたしましては、3点ございます。1つは区市町村の国民健康保険や医療費助成の主管課の窓口で配布いただいているほか、児童相談所や子供家庭支援センター、子育て広場などの関連施設にも送付をして、窓口に置いていただいております。

また、2つ目といたしまして、希望のありました区市町村につきましては、乳幼児や義務教育就学時の医療費助成の医療券を更新する際に、医療券に同封する形で送付していただいております。

このほか新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮いたしまして、子育て世代が情報を取得しやすいよう、リーフレットをPDFデータ化したものを東京都のホームページやツイッターに掲載いたしまして、区市町村等におきましてホームページやSNSへの掲載などにご活用いただけるようにいたしたところでございます。

リーフレットの配布部数ですが、窓口配布用のA4版が79万部、医療券に同封するB6版が20万部配布してございます。

次に、4点目「インターネット福祉保健モニターアンケート」でございます。こちらは毎年度、福祉保健局におきまして幾つかのテーマを設定いたしまして、都の福祉保健医療施策につきましてご意見をお持ちの18歳以上の都民の方を対象にいたしまして、インターネットを用いたモニター制度による意識調査を行うものでございます。

後発医薬品につきましては令和元年度にモニターアンケートを実施しておりますが、令和3年度にも実施することとなりまして、昨年11月に調査を実施したものでございます。対象となりましたモニターの方は18歳以上の都民の方497名で、有効回答数が379名ということで、回答率76.3%でございました。

調査項目につきましては、令和元年度に実施いたしましたアンケートと比較できますよう、元年度に実施しました調査項目をベースに、一部追加する形で実施しております。

主な結果でございますが、令和元年度の調査結果と比較しながらご紹介いたします。「ジェネリック医薬品」という言葉の認知度につきましては、令和元年度が約97.4%、令和3年度は約99.5%ということで、いずれも高くなっております。

ジェネリック医薬品に変更したきっかけにつきましては「薬局からの説明」が最も多く、令和元年度は70.4%、令和3年度は67.6%となっております。

「ジェネリック医薬品を使いたくない」と回答した方の理由の内訳としまして、前回より割合が高くなった回答をご紹介いたします。「副作用が心配」と回答した方の割合が、令和元年度22.6%に対しまして3年度は40.4%。「使い慣れている薬が先発医薬品」と回答した方の割合が、元年度は22.6%に対しまして3年度が36.5%。「報道（新聞やニュース）等を見て、良くないイメージがある」と回答した方の割合が、元年度は16.1%に対しまして3年度は23.1%となっております。

次の2点の質問につきましては、保険者の取組に関するものでございます。「ジェネリック医薬品希望カード等を受け取ったことがある」と回答した方の割合は、元年度が38.7%に対しまして3年度は45.1%。医師に希望カードやシールを貼った保険証やお薬手帳を見せた方の割合につきましては、元年度が11.3%に対しまして3年度は21.9%ということで、いずれも前回より高い数値となっております。

5番以降につきましては、健康安全部からご説明をさせていただきます。

○山本課長 それでは、説明させていただきます。

5「安定供給に関する卸団体への調査」でございます。昨年の9月等に、東京医薬品卸業協会に対しまして、後発医薬品の供給に関する現状や課題等についてヒアリングを行い、その結果を厚生労働省医政局経済課へ情報提供したものでございます。国に現場の現状、課題について、受け止めていただきたいというものでございます。

(2)ヒアリングの内容を国に情報提供を行った主な内容でございますが、まず現状として後発医薬品の供給状況について、供給支障が出ており、薬剤の確保に苦労しているという現状を報告いたしました。

課題、要望につきましては、処方元の医師が医薬品の供給不安に係る情報を一元的に把握できるよう、仕組みの整備が必要であるのではないかというものでございます。

もう1つ、医療機関等における医薬品の在庫の偏在が起きないように調整すること等の措置が必要であるのではないかと。

以上のような意見を頂いております。

続きまして、6番です。「『服薬情報提供書』を活用した医療機関への患者服薬情報の提供」について、説明いたします。これは保険薬局と医療機関が患者の服薬状況等の情報を一元的かつ継続的に把握できるよう「服薬情報提供書」、いわゆるトレーシנקレポートを用いて情報共有するモデル事業でございます。この事業の中で、後発医薬品に関する情報共有もできるというものでございます。

この事業は令和3年度から令和5年度まで、二次保健医療圏で行います。昨年は4つの保健医療圏をモデル地区として、11月から1月まで行いました。また関係機関にアンケート調査を行い、課題について検討を行い、事業の改善を図っているところでございます。残念ながら結果として、昨年度の内容としては、後発医薬品に関する内容はあまりございませんでした。

5と6につきましては、以上でございます。

○佐瀬座長 ありがとうございます。ただいま事務局から、資料3をご説明いただきました。これに関して、委員の先生方から何かご質問はございますか。

先ほどの松田委員からのコメントにもあったと思いますが、2ページ目の3「子育て世代向け普及啓発【新規】」というところは、東京都がこの協議会を中心として、皆さんが知恵を集めて、こういうところにこそ安心安全をお届けしようというところで発信されていることかなと思います。

あとコロナ禍で、皆さん講演会にも足を運びにくいというところで、Web配信をしたり、あるいはホームページやSNS、ツイッターにも掲載しているといったところで、コロナ禍で、ピンチをチャンスに変えるような、困っている方々に直接ネットから正しい情報が届くような仕組みもつくっていただきました。

何かご質問等々、ぜひいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

経済課へ説明というところは非常に重要なことだと思うのですけれども、国から言われてやったというよりは、安定供給に関して、この委員会そのものは安定供給追求委員会ではないわけですが、現場から上がってきた声もまとめて、国とのキャッチボールもできているということで、東京都は規模が大きいのでぜひキャッチボールを続けた上で、こういった協議会で皆さんとシェアしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤委員 東京医薬品卸売協会の加藤でございます。

○佐瀬座長 よろしくお願ひいたします。

○加藤委員 5番の「安定供給に関する卸団体への調査」という項目がありましたので、せっかくですので、これについての今の環境をちょっとご説明させていただければと思っております。

安定供給の供給数に関しては、過去3回、3,000、5,000とお話しさせていただいて、先日もメディアに日本卸連で数千品目という数字が出ておりました。先月末の弊社での数字で見ると、アイテム数でいうと8,400を超える数がまだ調整品として出ているのが現状でございます。

ただ、2番目、3番目の医師が一元的に把握できる仕組みとか、調整を措置として取ってほしいという要望に対して行政にもお応えいただいたことがあり、この会の啓蒙もあって、各ステークホルダーの方々が全て認識を強めていただいたおかげで、感覚からいいますと、前は本当に殺伐とした調達をしていた感じがしますが、少し落ち着いて調達しているような環境になったことをご報告申し上げたいと思います。以上でございます。

○佐瀬座長 ありがとうございます。メガ卸と世間一般では言いますが、流通で、日本の中できちんとIT化を進めて流通段階でデータベースを構築されていたところは、東日本大震災の後でも、卸連の皆さんがいち早く東北への供給体制を整備されたと承知しています。

我々は、その力を改めてすばらしいなと思って、敬意を表するものです。

今回もいろいろな経緯で流通が乱れているところかと思いますが、このような協議会を通じて、みんなの目線がそろうような方向で情報提供を頂ければと思います。情報ありがとうございます。

永田委員、お願いします。

○永田委員 4の「インターネット福祉保健モニターアンケート」の概要について、全体

を調べて後発医薬品を使用したい、どちらかといえば使用したいと何段階かで聞かれているのか、それともするしない、した経験がある、使用したくないとか、どういう段階で聞かれたのでしょうか。その比率がどうなっているのか、教えていただきたいのですが。

- 佐瀬座長 アンケートの項目をゼロイチで聞いたのか、それとも1、2、3、4、5で聞いたのか。これは事務局からお願いします。実はジェネリックという言葉に関しては、我々最近ワクチンの問診とかに行かせていただいてお客さんから直接聞く話は「熱が出たらどうするのか」「カロナール」みたいな話ですが、「カロナールってジェネリックだと知っていますか」と言うと、誰も知らないですよ。

循環器の患者で一番飲んでいるバイアスピリンという薬があって、心臓病で治療したら血液サラサラになるアスピリンを飲んでいますが、「それがジェネリックと知っていますか」と言うと、誰も知らないですよ。したがって、多分、ゼロイチで聞くとすごく悪いイメージがあると思いますので、たしか色をつけて聞いていたと思います。

幾つか項目があり、ゼロイチではないそうです。永田委員、大丈夫ですか。

- 永田委員 いや、それで聞いたかったのは、ジェネリック医薬品を使いたくないという理由のパーセントは出ているけれども、これが全体の何%を占めているのか。国で調べたデータだと大体10%前後だと思いますが、その数値が変化をしているのかどうかを知りたかったのです。

- 植竹課長 ご質問ありがとうございます。

今回モニターアンケートということで、母数が先ほど申し上げたとおり、有効回答数が379名ですので、その限りでの数値となりますけれども、全体としまして「ジェネリックを使いたくない」と回答した方の割合は13.7%で、その内訳として先ほどご説明した理由を紹介したところでございます。

- 佐瀬座長 アンケートの項目について、まず薬機法に基づいてきちんと承認するシステムがあって、製造のプロセスに関してきちんとした品質保証活動があって、その中で水虫の薬に睡眠薬が混じっているかどうかというのは、GMPレベルで取り締まってくださいという話で、そうじゃなくて、きちんと承認された薬で、それが品質管理されて提供されていることを知っていますかということから質問を整理してもらいました。そうしたら、意外とそういうところを知らないということが分かりました。

そういったところに関して啓発をしていくとともに、何か事故、事件があれば正してくださいという双方向ですよ。ユーザーとして、医療従事者だけではなく患者さんや一般市民に関しては、そういった薬事規制や品質管理、品質保証活動についてちゃんと説明していくことと、製造、販売あるいは流通のほうに対しては信頼を裏切らないような、今回の事例に対してきちんとけじめをつけてくださいという、双方向のキャッチボールかなと理解しています。

今回から参加された委員の方もいらっしゃるのですが、今のアンケートの項目は、多分こ

れだけ出されるとジェネリックの悪口だけを見ている協議会じゃないかと誤解されると思いますが、仕組み全体について双方向でキャッチボールしている協議会だということ、新しく加わった委員の皆様とともにシェアしていければと思います。

そうしましたら、会議次第の（３）「令和４年度の取組」について、事務局からお願いいたします。

○植竹課長 資料４を御覧いただきたいと思います。本年度に取組予定の事業をまとめた資料でございます。

こちらは、２月に開催しました昨年度の第２回協議会におきまして予算案の段階ということでご説明させていただきましたが、予算が確定いたしましたので、改めてご説明させていただきます。

１点目「地域別ジェネリックカルテの作成」につきましても、継続して実施する事業でございます。先ほど資料３でご説明いたしました内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

２点目「医療関係者向け講演会の開催」につきましても、昨年度に引き続き実施を予定している事業でございます。実施形式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮いたしまして、昨年度、一昨年度同様、動画配信型とする予定でございます。講演内容の企画や講師をお願いする方につきましては、現在検討している段階でございます。本日、委員の皆様からご意見があれば頂戴したいと考えております。

３点目「普及啓発リーフレットのホームページ掲載」につきましては、こちらも継続して実施する事業でございます。令和２年度、３年度に作成いたしました後期高齢者の方向けのリーフレットや子育て世代の方向けのリーフレットにつきましては、保険者等がホームページやSNSで活用できますよう、都のホームページにPDFデータを掲載しているものでございます。

説明は以上でございます。

○佐瀬座長 ありがとうございます。令和４年度の取組。６年計画の５年目ということで、ロードマップに基づいて取り組んでいることと、必要に応じた施策の見直しといったところで、令和４年度の取組についてご説明いただきました。

委員の先生方から何かご質問はございますか。

○金内委員 よろしいですか。

○佐瀬座長 お願いいたします。金内委員。

○金内委員 ジェネリックカルテのデータですけれども、とても貴重なデータだと思います。これをどのように活用していくかということが大切ではないかなと思ひまして、分析したデータを説明して、かつ一方通行にならないよう、現場の意見をまた聞き取るとか、そのような取組ができればいいと思います。

数値が低いといっても何か理由があると思ひますし、一般名処方もできるところから進めて行けばいろいろ変わるところもあると思ひます。電子カルテを使っていれば、現



場の先生たちが混乱しないような入力方法は可能だと思いますので、そういった意見が吸い上げられればいいと思ったところです。

あと講演会ですが、継続していくことは必要かなと思います。先ほどのご説明だと、昨年度、動画視聴数ですが、医療機関の数を考えると少なかったのではないかと思います。もう少し広く視聴いただいて、見た後、病院から何か意見をもらえるようにする、薬事委員会の先生からの意見とか薬剤部の意見が返ってくるようなつくりにすると、もう少し見てもらえる数も増えるかと思いました。

- 佐瀬座長 ありがとうございます。ジェネリックカルテの利用と、講演会に関して、ぜひ多くの方の目に触れるようにという貴重なご意見かと思えます。

ジェネリックカルテに関しては、資料4の(2)を見ると、分析結果を把握したら保険者に提供する。保険者が薬剤師会等の取組を推進できるようにするとなっていますが、ぜひ連携が進めばと思うので、今泉委員、元田委員、岡安委員、佐藤委員、白鳥委員、保険者団体の委員の方々にどなたか。元田委員。

- 元田委員 私もこの2番目の講演会について、少し検討いただければと思います。講演内容は今検討中ということですが、地域における取組事例の紹介ということ想定されていると思います。資料5につながってくるかなと思いますけれども、地域でよい取組があって、それが先行した事例があれば、幅広く紹介していただければありがたいと思います。

資料2で、各地区の取組で着実に数値が上がっておりますけれども、まだ地域差がかなりあるなという印象もありますので、そういった事例もご紹介いただければ非常に効果的かなと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

- 佐瀬座長 協会けんぽの元田委員からは、2の講演会についてより進めていただきたいというところ。1のジェネリックカルテについても協会けんぽさんに限らず、活用方法について、地区医師会・地区薬剤師会等の連携についても、保険者の皆様、よろしくお願い致します。

今泉委員、お願いします。

- 今泉委員 ジェネリックカルテについてですが、座長から保険者の取組というお話がございました。我々健保組合といたしましても、ジェネリックの使用促進につきましては、この間、取組を強化してまいりました。各健保組合によって取組方は違ってはいますが、全体で、現在、被保険者で83%、被扶養者を入れますと若干下がりますが、それでも81%になってございます。

それと、ジェネリックカルテの昨年の東京都保険者協議会のデータ分析部会の資料を見させていただきました。地区別、薬局、医療機関といった視点の中で分析もされているようでございますので、ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、それぞれの立場で分析をされている。特に地域別の話でありますとか、大変努力されているとこの資料を

見させていただいて感心したところでございます。

今年度はさらに継続してやっていくということでございますので、もっと地域別の分析にいろいろ力を入れていただければ、先ほども出ていましたけれども、区と市の割合が大分違っておりますので、そういったところをもう少し深掘りされるといいのかなと感じたところでございます。

以上でございます。

- 佐瀬座長 ありがとうございます。今の今泉委員のご説明で大変よく分かったことは、私が資料4(2)の1番目の丸のところで、主語が保険者で、述語が推進と読んでいたが、保険者が推進できるように支援するのはこの協議会だということですね。なので、みんなで協力して、保険者が医師会や薬剤師会と連携できるように支援していきましょうということですね。今泉委員、ありがとうございます。

特に質問が集中しておりました2の講演会、事務局からは企画や講師は検討中とありますが、委員の皆様から講演会の内容や講師等について、ご意見はありますでしょうか。あるいは企画、講師、そしてもしどこかの地区とか、病院の設置母体とか、そういったところに向けたターゲットを絞っていくべきとかいかがでしょうか。

そうしましたら、今日の議論を踏まえて、ぜひ企画、講師、建設的なご提案を1週間ぐらいの間に、事務局宛てにメールでお知らせいただければと思います。よろしく願います。事務局よろしいですか。

- 植竹課長 ありがとうございます。

- 佐瀬座長 松田委員、願います。

- 松田委員 子育てのところでリーフレットを作っていただきましたが、子育て広場は東京に1,000か所ぐらいあり、毎年、東京都が1年間で研修を10回ぐらい設定してくださっています。その中のどこかの回で、広場のスタッフ向けの研修なので、その人達に向けてこのリーフレットの説明をしていただけないかと思っています。

ただ置いてあっても取りませんが、そういえば小児科でこういうことを表明していますかみたいなことを、皆さんから広場の中で話してくれませんかなどの依頼ができるいいと思います。この間研修を実施したときも100人ぐらいいらしていたので、その会場で冒頭10分くださいとか、終わりの10分くださいみたいな形でコラボレートできないかなというご提案です。よろしく願います。

- 佐瀬座長 ありがとうございます。2の講演会というところ、それから次の3のリーフレット、特に②の子育て世代向けのところですね。コラボできないかというのは、とても建設的かつ非常に有益なご提案かと思っていますので、ぜひ事務局でこのようなことを踏まえて、講演会あるいはリーフレットの活用方法について組み込んでいただければと思います。また、よろしく願います。貴重なご意見をありがとうございます。

そうしましたら、講演会についてご意見を賜るということで、後発医薬品安心使用促進の本協議会のテーマについて各委員からのご助言を頂ければということで、よろしく

お願いします。

次に「区市町村国保における取組状況」について、事務局からよろしくお願いします。

○植竹課長 資料5を御覧いただきたいと思います。

東京都では各区市町村国保におけます後発医薬品使用促進の取組状況を把握するために、毎年調査をしております。本日は本年6月に調査いたしました結果につきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

服用している薬を後発医薬品に切り替えた場合に、薬にかかる自己負担額がどれだけ削減できるかをお知らせする自己負担額の差額通知がございます。こちらにつきましては、62自治体中60自治体で取組が行われているところでございます。通知には削減可能な自己負担額を記載いたしまして、後発医薬品への切替えを促しているものでございます。

2点目でございますが、後発医薬品への切替えを希望する場合に、医師の先生や薬剤師の方に提示いたします後発医薬品の希望カードまたは希望シールというものがございます。こちらは59自治体で配布が行われているところでございます。

また、その他の使用促進に向けた取組といたしまして、多くの自治体でリーフレットの配布ですとか、広報誌やホームページへの記事掲載などが行われてございます。リーフレットにつきましては、先ほど資料3等でご説明いたしました東京都が作成したリーフレットにつきまして、電子データを含めてご活用いただいている自治体もございます。

説明は以上でございます。

○佐瀬座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。資料5「区市町村国保における取組状況」のご説明ですね。

本日、練馬区の小原委員、それから国分寺市から下河原委員にご出席いただいておりますので、まずは小原委員、補足等がございましたらぜひお願いいたします。

○小原委員 すみません。音声の状況がとても悪いので、お答えができかねるところでございます。

○佐瀬座長 小原委員、Web会議で、こちらからの声もそちらに伝わりにくいこともあったかと思うのですが、また後ほどメールでも構いませんので、ぜひ事務局宛てに練馬区からのコメント等もお送りいただければと思います。

続きまして、国分寺市の下河原委員、いかがでしょうか。

○下河原委員 国分寺市の下河原でございます。国分寺市につきましては、令和3年度の6月から10月まで、4年度も同様ですが、計5回の差額通知をお送りしているところでございます。昨年度、3年度につきましては、約2,115通の通知をお送りしています。

実際にジェネリックの差額通知を送付したときに、以前は市民の方からいろいろなお問合せなどを頂戴していたのですが、現在は認知が進んだというところで、お問合せは今のところいただいているところがございます。先ほど委員等から説明いただいたと

おり、ジェネリックは安心ですということを含めて周知をしてまいりたいと考えております。以上です。

- 佐瀬座長 ありがとうございます。差額通知の実施状況や希望カード、シールの実施状況等について、資料5に示されているところですが、実際に国分寺市でも運用されて、その中で少しずつ認知が進んでいるといったようなお話を頂きました。

さらに仕組みの話なのか、それとも個別の話なのかといったところも、引き続き改善しながら進めていきますので、ぜひ国分寺市からの取組についても継続的にご教示いただければと思います。どうも貴重なお話をありがとうございました。

ということで、昨年度の講演会でもご紹介いただきました被用者保険での取組について、全国健保協会東京支部長の元田委員、今年度の取組についていかがでしょうか。

- 元田委員 協会けんぽの元田でございます。今年度も昨年に引き続き、基本を踏襲していきたいと思っています。1つは差額通知について、昨年度は1回にしていまいりましたが、今年度はまた元に戻して、年に2回配布をしたいと思っております。それから、シール等につきましては、引き続き提供してまいります。

子育ての話が先ほど来、幾つか話題に上っていますけれども、我々もやはり子育て世代への支援があまり多くないという反省もありましたので、昨年、4万人ほどの子どもさんが生まれた被保険者に対して、「ママ・パパあんしんブック」という40ページぐらいのものを配布しました。その中の、上手な医療のかかり方で、ジェネリックはこんないいことがありますよといったことをPRしました。全体的に非常に好評でしたので、今年度も引き続きそういった形でPRを継続していきたいと思っております。

もう少し環境が好転してくれば、積極的な施策も検討したいと思っておりますけれども、この辺りはジェネリックの供給状況を見ながら進めていきたいと思っております。

協会けんぽとしては、以上の取組を今進めております。以上です。

- 佐瀬座長 ありがとうございます。昨年度はコロナ禍でちょっと苦勞されたというところですが、今年度はできるだけ通常運転に戻すように、むしろインターネットとかを活用しながら、よりスムーズなコミュニケーションを進めていただければと思います。

高齢者については、他の年代と比較して使用割合を指摘されがちな状況ではあるのですが、後期高齢者広域連合の白鳥委員、取組状況等についてご教示いただければと思いますが、いかがでしょうか。

- 白鳥委員 後期高齢者広域連合の白鳥です。後期高齢者広域連合では、今年度2回に分けて、差額通知とリーフレットの送付を予定しています。昨今のジェネリックの供給不足と昨年度の取組を踏まえ、今年度は差額通知を5万件とリーフレットを60万件、送付する予定としてございます。

これは昨年度、認知症薬のみなど、一定の方に対してリーフレットの送付をさせていただきましたが、差額通知を送付した方よりも切換え率が高かったという結果を受けて

のものです。ただ、昨年度は60万件と5万件で、結果に与える影響は違ってくると思いますが、そういった結果を踏まえて、今年は差額通知を5万件、リーフレットを60万件送付させていただき、結果については今後しっかり分析していく取組を行っていきたくと考えています。

広域連合の取組は以上となります。

- 佐瀬座長 ありがとうございます。リーフレットが意外と効果的だったというお話もあったと思います。単なる差額のような、言い方ではなくて、良い薬がジェネリックとして提供されるようになった、エビデンスが積み重なった薬が提供されるようになったということが正しく理解されるような取組が効果的だったということで、ぜひ進めていただければと思います。

その他、保険者の皆様方の取組についてのご紹介や、ほかの関係者の委員の先生方からもご意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

東京自転車商国民健保組合理事の岡安齊昭委員、お願いします。

- 岡安委員 自転車商国保の岡安と申します。先ほどの講演会の件ですけれども、例えばジェネリック医薬品の製薬会社の方からお話が聞けたら少しいいのではないかと思った次第です。基本的なことで、皆さんご存じの部分も多々あるかと思いますが、実際にジェネリック医薬品を作製しているといえますか、そういった関係者の方からじかにお話が聞けると、より理解が深まるのではないかとちょっと思いました。

先ほどの資料3においても、インターネットのモニターアンケートということで、400名からアンケート結果を得ているところですが、その中で副作用が心配であるという方々、それとジェネリックに対してよくないイメージがあるという方の割合が、令和元年度に比べて令和3年度はいずれも上がっている状態になっています。

400名ということで、人数的には変動があるかなと思いますが、副作用やイメージという部分で、広報や周知の仕方、情報提供の仕方によって、結構改善できると思います。

こういったアンケート結果も踏まえた上で、製薬会社の方もしくはその関係者の方から、話が聞ければいいと思った次第ですので、意見を述べさせていただきました。

- 佐瀬座長 ありがとうございます。製造業者の方からの説明をという話ですけれども、あまりメーカーがダイレクト・トゥ・コンシューマーで、効能・効果、用法・用量みたいなところに外れたことを一言でも言うと、監麻（監視指導・麻薬対策課）ににらまれるみたいなところがあるかと思いましたが、何かよい意見はありますでしょうか。
- 山本課長 山本です。

確かに医療用の医薬品については広告上の規制があって、安全性、副作用についても過度に大丈夫だというと、医薬品等の広告規制に抵触する場合がございます。ただ、やり方次第だと思います。広告については広告に該当する広告3要件というものがございまして、商品名を出さなければ大丈夫な場合もございますので、後発医薬品の総論とい

った形で説明する方法もあります。ご相談いただければ、その辺はお話しさせていただくことは可能だと思っております。以上でございます。

○佐瀬座長 ありがとうございます。ということで、このような協議会という形を取っていくと、各メーカーの個別商品の広告みたいなことではなくて、業界団体や協議会全体として適切な情報共有ができるのではないかとといったことで、進めていただければと思います。永田委員。

○永田委員 今のお話ですが、実際にメーカーが自分たちの製品はGMP、GQPにのっっているという説明をされるよりは、それを確認されている健康安全センターからどういうことをやっているのか、を先に説明されてみたらいかがでしょうか。

○佐瀬座長 まさにそのような建設的な意見が徐々にみんなのアイデアで実行可能な、非常に有効性の高い講演会の内容や演者に煮詰まっていく、今はそのプロセスにあると思いますのでよろしく願いいたします。

製造関連についても安定供給という意味ではなくて、しっかり作れているという情報を何らかの形で提供しましょうということですね。

後発医薬品の使用促進に関する現状というか、(3)「令和4年度取組」について情報の共有ができましたので、安心使用促進のため品質確保、安定供給が大事だということを前提で、この協議会をぜひ活用しながら、皆で協力して取り組んでいければと思いますので、引き続きよろしく願いします。

では、(4)「その他」について、事務局からお願いいたします。

○植竹課長 1点ご報告させていただきます。

参考資料3でおつけしておりますが、後発医薬品につきましては平成25年に厚生労働省が使用促進のためのロードマップを作成し、毎年度ロードマップに掲げられた目標の達成状況ですとか関係者の取組状況等のモニタリングを行いまして、必要な促進施策を検討するために有識者の方、医療関係者の方が集まられて、ロードマップの検証を行う検討委員会が国において開催されているところでございます。

昨年度も3回、検討委員会が開催されまして、そのうち2月14日に開催されました第2回検討委員会に東京都が参考人として招かれまして、都の取組状況等についてご説明いたしましたので、その会議の概要について簡単にご報告をさせていただければと思います。

この検討会でございますが、非公開となっておりますので、資料や議事録につきましては共有させていただくことができませんが、厚生労働省のほうに確認いたしまして、口頭にて検討委員会の概況をこの協議会でご報告することにつきましてはご承認を得ました。資料がなくて大変恐縮でございますが、本検討委員会におきまして東京都が説明した事項や質問に回答した事項を中心に、口頭にてご報告をさせていただきたいと思っております。

参加いたしました2月の検討委員会の主な議事といたしましては、都道府県の取組に

関します国のアンケートの調査結果の暫定版の報告や、同じくメーカーの取組に関するアンケートの暫定版の報告。また、国のほうで今NDB（ナショナルデータベース）を活用した後発医薬品の使用割合の見える化、医療機関や地域別の見える化を方向性として進めておりますが、それに対します都道府県からの意見の確認結果の報告などがございました。そのほか関係団体の取組の報告ですとか、今後のモニタリング項目についての議論などがあったところでございます。

東京都に依頼がありましたのは、今申し上げました中で、都道府県のアンケート調査結果に関連いたしまして、東京都や都内の区市町村の取組について説明をしてほしいということでございましたので、概況を説明してまいりました。

具体的には都の取組といたしまして、令和元年度にこちらの協議会を設置いたしまして実態調査ですとか、また本日も何度かご説明させていただいておりますが、これまでの取組といたしまして医療関係者向けの手引きの作成、配布ですとか、医療関係者向けの講演会、患者さん向けのリーフレットの作成、ジェネリックカルテやロードマップなどの取組につきまして、順次進めてまいったことを説明しております。

また、区市町村の取組といたしまして、本日資料5でご紹介いたしました差額通知や後発医薬品の希望カード、シール、普及啓発等の取組についてご案内をいたしております。

また、本日、資料2でご説明しました薬局所在地別の都内の後発医薬品使用割合の推移ですとか、ジェネリックカルテによります最近の使用割合の傾向分析などについてもご紹介をさせていただいたところでございます。

説明をいたしました後、検討委員会の委員から、地域ごとに使用割合の措置が異なることについての対応を考えているかという趣旨のご質問がございました。本日の会議の中でも、委員の方から同様な趣旨のご意見を少し頂いたところでございます。

国の検討委員会におきましての回答でございますけれども、後発医薬品の使用割合につきましては地域の特性など、様々な要因による総合的な結果でありますので、東京都としては関係団体とも連携して取組を行っていること。また地域差はありますけれども、使用割合としては全体的に上昇傾向にありまして、引き続き地域の実情に応じた取組が実施できるように進めていきたいということを回答いたしております。

そのほか、NDBを活用した使用割合の見える化に関連いたしまして、既に各都道府県に対しまして意見確認のアンケートがなされていたところでございますけれども、検討委員会におきまして改めて東京都の意見を聞かれましたので、回答いたしております。

具体的には、見える化の取組自体は有意義であると思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり使用割合には様々な要因がありますことから、見える化に当たりましてはそうした使用割合に影響を与えている要因を明らかにしていただいた上で、データの活用方法も含めてご提示いただきたいということを意見として申し上げたところでございます。

検討委員会の都の説明状況等につきましては、以上でございます。

- 佐瀬座長 ありがとうございます。（４）「その他」として、２月に厚労省の千葉専門官がこの協議会に来てくださった後、逆に国の検討会に東京都が招かれたということで、一方向的に国の施策を実行するのではなくて、東京都からもフィードバックをかけてきてくださったということで、このような情報交換は非常に重要だと思いますので、引き続きキャッチボールを続けていただければと思います。

今日参加の東京都医師会理事の鳥居委員は、今コロナ禍で、最前線で大変な思いをされていると思いますが、このような協議会、講演会等でいつもご尽力いただいている鳥居委員からも、今のお話に限らず、コメント等をぜひ頂ければと思います。いかがでしょうか。

- 鳥居委員 ご発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。一生懸命取り組んでここまで来ているというのは、非常に尊敬に値するべきことだと思います。やはり安心・安全・安定という基にやっているんですけども、安心・安全も１つなんですけど、今安定供給ができなくなっている状態です。

現場では後発医薬品、ジェネリックだけじゃなくて、先発医薬品が足りなくなっている。やむを得ず後発、ジェネリックになっているというのが現実なので、出してみると案外抵抗がないということも医師の中では話になっています。これはいい面と悪い面があるんですけども、ぜひ後発医薬品、先発医薬品含めて安定供給、特に解熱剤等々が今非常に不足しているので安定供給はしていただきたいのですけれども、その中には経済的なことも含めて、今後も医師が最終的には処方するという形になるので、医師の中にもジェネリック、先ほど座長から、ジェネリックはどういうものかということと、非常に優れたものであるということ意識の中で持つ必要がある、それから安心・安全がこれからは確保できるということをもう一度アピールしていただければ、もっと患者さんからの希望も出るし、医師側の納得も得られるのではないかと考えて、こちらはもう少し努力したいと思いますので、よろしくお願いします。

- 佐瀬座長 ありがとうございます。東京都医師会の先生方は、商品名、一般名、いろいろ混乱しがちなところを、供給状況を見ながらいつも患者さんに最善のお薬を処方してくださっているということで、引き続きまた貴重なご意見を頂ければと思います。鳥居委員、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

ということで、本日本日予定していた議事はここまでですが、今ここでぜひ述べておきたいというご意見等がありましたらいかがでしょうか。

また、議事録作成の過程で事務局にご連絡を頂けるかと思うのですけれども、これを忘れていたみたいなコメントがありましたら、事務局のほうにメール等で、１週間以内ぐらいをめどにいただくと幸いです。

では、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

- 植竹課長 皆様、様々なご議論を頂きましてありがとうございます。貴重な意見を多数



いただきましたので、参考にしながら今後の取組を検討させていただきたいと思えます。

事務局から1点、次回の開催について連絡がございます。次回の開催につきましては来年1月以降を予定しておりますが、改めて日程調整をさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

皆様、最後までご議論いただきましてありがとうございました。

- 佐瀬座長 以上をもちまして、令和4年度第1回東京都後発医薬品安心使用促進協議会を終了させていただきます。皆様、本日は長時間にわたりありがとうございました。今後とも、よろしくお願いいたします。

(午後 8時05分 閉会)

【後日いただいた御意見】

- 元田委員

WEB講演テーマ案

「自治体における後発医薬品促進の取り組み」～地域別ジェネリックカルテの活用など～